

中医協 総 - 8  
8 . 1 . 1 4

厚生労働省発保0114第1号  
令和8年1月14日

中央社会保険医療協議会  
会長 小塩 隆士 殿

厚生労働大臣  
上野 賢一郎

### 諮詢書

(令和8年度診療報酬改定について)

健康保険法（大正11年法律第70号）第82条第1項、第85条第3項、第85条の2第3項、第86条第3項、第88条第5項及び第92条第3項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第59条において準用する健康保険法第82条第1項（船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。）及び船員保険法第65条第12項において準用する健康保険法第92条第3項（船員保険法第65条第10項に規定する定めに係る部分に限る。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第46条において準用する健康保険法第82条第1項及び国民健康保険法第54条の2第12項において準用する健康保険法第92条第3項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第8項、第75条第5項、第76条第4項、第78条第5項及び第79条第3項の規定に基づき、令和8年度診療報酬改定について、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙1「診療報酬改定について」（令和7年12月24日）及び別紙2「令和8年度診療報酬改定の基本方針」（令和7年12月9日社会保障審議会医療保険部会・社会保障審議会医療部会）に基づき行っていただくよう求めます。